

平成26年5月12日  
(照会先)  
法務・コンプライアンス部  
コンプライアンスグループ長 大塚 郁夫  
参事役 梅田 整  
(電話直通 03-5344-1112)  
経営企画部広報室  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

## 職員の制裁について

平成25年度下半期(平成25年10月～平成26年3月)に行った職員の制裁処分(戒告)を公表します。

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。なお、制裁処分のうち、個別に公表していない戒告処分については、原則半期ごとに、一括して公表することとしています。

事案	被処分者(※)	制裁内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	所属 池袋年金事務所(東京都) 職種 一般職 (40代 男性)	戒告	(平成25年) 12月25日	再裁定関係書類等の処理を遅延させていたもの(平成26年1月31日公表済)
2	所属 中村年金事務所(愛知県) 職種 有期雇用職員 (60代 女性)	戒告	(平成26年) 2月20日	委任状の確認不足によりお客様の年金個人情報第三者に口頭で伝えたもの(平成26年3月7日公表済)
3	所属 愛媛事務センター 役職 参事役 (50代 男性)	戒告	3月20日	再裁定関係書類等の処理を遅延させていたもの(平成26年5月9日公表済)

※ 被処分者の所属及び職種・役職は、行為時のもの

以上